

美郷町告示 第138号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和8年7月21日

美郷町長 長 尾 拓

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町北郷宇納間字平田 780-1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字平田 780-1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を美郷町役場及び宮崎県環境森林部自然環境課に備え置いて縦覧に供する。）

保安林指定告示附属明細書

(令和 8 年 7 月 21 日美郷町告示第 138 号附属)

1 保安林予定森林の所在場所

東臼杵郡美郷町北郷字納間字平田 780-1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字平田 780-1 (次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る伐採をすることができる箇所は、1 に掲げる森林のうち樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。

(2) 立木の伐採の限度

ア 伐採年度ごとに皆伐をすることができる面積の限度は、五十鈴川（日向市（大部分）、門川町、美郷町（一部分））の土砂の流出の防備のために指定された保安林（当該保安林が2以上あるときはその集団。以下アにおいて同じ。）のうちその立木の伐採につき択伐が指定されている森林（保安林の機能の維持又は強化を図るために皆伐による伐採をすることができるものを除く。）及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外の森林の面積を当該保安林についての植栽の指定に係る樹種又は更新期待樹種の標準伐期齢（これらの樹種が2以上あるときはそれらの標準伐期齢の面積加重平均林齢）に相当する数で除して得た面積（以下「総年伐面積」という。）に前伐採年度における伐採につき森林法第34条第1項の許可をした面積が当該前伐採年度の総年伐面積に達していない場合にはその達するまでの部分の面積を加えて得た面積とする。

イ 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度は、5ヘクタールとする。

ウ 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合をいい、その割合が10分の3を超えるときは、10分の3とする。）を乗じた材積とする。

ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあつては、次に掲げる森林ごとにそれぞれ次に掲げる率を乗じた材積とする。

字平田 780-1

所在の森林 10分の3

エ 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。

（「次の図」は、保安林指定調査地図のとおり。）